

令和3年度

男女共同参画の推進に関する年次報告

宇都宮市

男女共同参画の推進に関する年次報告について

宇都宮市男女共同参画推進条例 第15条（年次報告）において、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定められていることから、市の施策情報を積極的に公表し、広く市民に男女共同参画に関する理解と施策について協力を求めるため、「男女共同参画行動計画」の進捗状況を報告するものです。

本書においては、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げた3つの基本目標ごとに、令和3年度の施策・事業の進捗状況についてまとめたものです。

目 次

第1部 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要 ······ 1

第2部 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧 ······ 7

第3部 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」令和3年度の実績と評価 ······ 8

◆ 第1部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

計画の期間

2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間です。

基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳の尊重
- ② 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- ③ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会における動向の留意と協調

目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、
個性と能力を十分に発揮できる社会

＜一人ひとりが尊重され＞

一人ひとりの個性や能力、身体的特性を認め合い、互いの人権や意見・考え方を尊重する社会

＜多様な選択を可能にし＞

誰もが、自分の意思で生き方、働き方を選択できる社会

＜個性と能力を十分に発揮できる＞

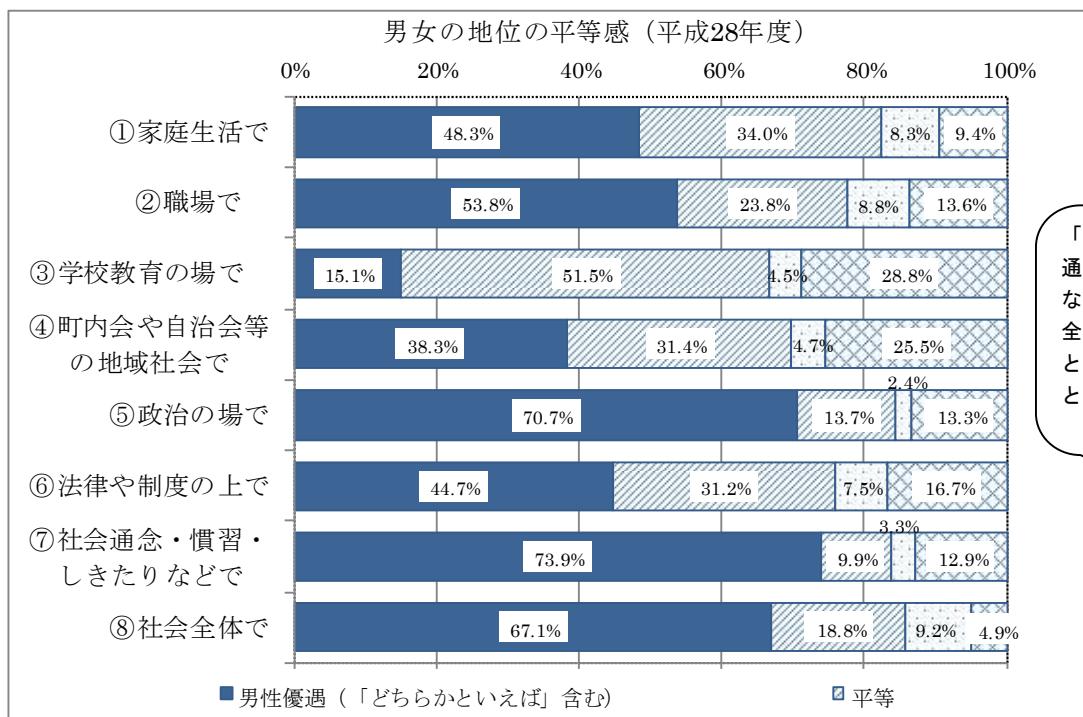
あらゆる分野において、生き生きとその個性と能力を発揮し、活躍することができる社会を目指します。

1 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的性別役割分担に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動することが大切です。

このため、さまざまな機会を捉えながら男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進に取り組むとともに、固定的性別役割分担や慣行の見直しなどを推進します。

特に、本市の課題として、男性の固定的性別役割分担意識の解消が必要であることから、男性自身の意識の変革による家庭参画の促進などに取り組みます。



「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」をはじめ、「社会全体」で、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



出典) 宇都宮市

具体的な推進事業

■男女共同参画の教育の推進

- ・男女共同参画をテーマに、幅広い世代を対象にした講演や講座を開催します。
- ・学生のキャリア形成に繋がる教育支援を実施します。

■男女共同参画についての広報・啓発活動

- ・男女共同参画推進月間や週間において、集中的・重点的に広報・啓発事業を展開します。
- ・広報紙やFacebookなどの各種媒体を活用し、市民に広く周知・啓発します。

■男性自身の意識の変革による家庭参画の促進

- ・仕事中心の生活意識の変革を促し、男性の家庭参画に繋がる講座等を実施します。

■男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

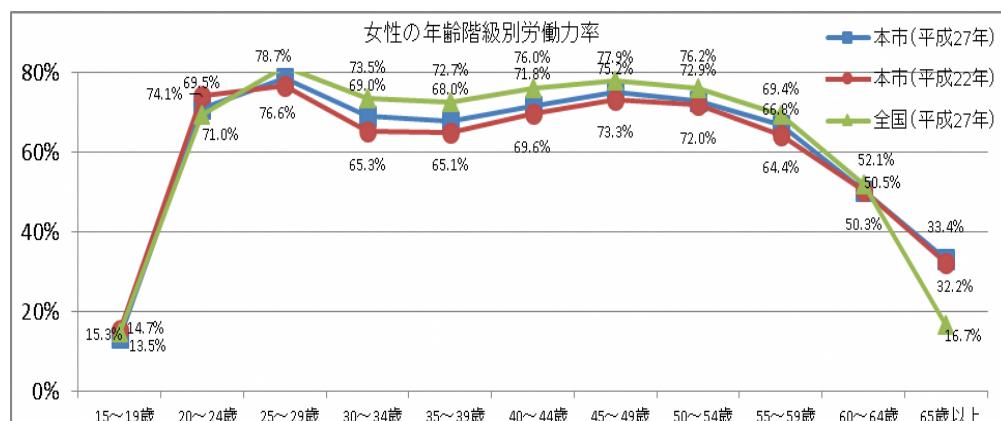
- ・男性シニア層を中心に、男女共同参画意識の高揚を図るための講演や講座を実施します。

2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

「さまざまな分野における男女共同参画」を実現するためには、個々のワーク・ライフ・バランスが図られ政策方針決定過程への女性の参画など、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拓げることが必要です。

このため、結婚・出産・育児における女性の就業継続支援や子育て後の再就職支援など「雇用の場における女性の活躍」を推進するほか、地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、「地域・社会における男女共同参画」を推進します。

また、「意思決定過程における男女共同参画」の推進に向けて、審議会等への女性の登用促進や人材の発掘・育成、男女共同参画推進団体等と連携による施策等を展開します。



出典) 総務省「国勢調査」

宇都宮市（女性）の労働力率は、子育て期の30歳代に低下する「M字曲線」を描き、5年前に比べ増加が見られるものの、「全国平均」と比べ、離職する割合が高いことが分かります。



具体的な推進事業

■女性の活躍に向けた人材育成支援

- ・女性のキャリア形成支援に繋がる講演や講座を開催します。

■仕事と子育てや介護等との両立支援

- ・保育所や認定子ども園の整備促進、宮っ子ステーション事業の充実を図ります。
- ・介護保険事業や家族介護教室などを実施します。

■働きやすい職場環境整備に向けた支援

- ・働きやすい職場環境づくりなどを支援するため、中小企業に対し、コンサルタント派遣等を行います。

■女性のチャレンジへの支援

- ・女性の起業講座や再就職マッチング事業、学び直しの支援事業を実施します。

■地域における男女共同参画の推進

- ・防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進を図ります。

■市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

- ・審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。

■自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

- ・管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発を行います。

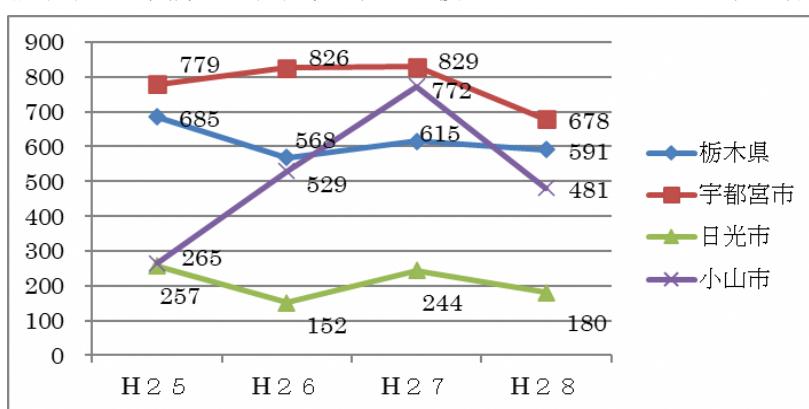
3 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

「人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備」に向けて、男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合うことが必要です。

このため、配偶者や恋人からの暴力、若年女性層への性犯罪など、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向け、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組むとともに、被害者や加害者にならないための啓発に取り組みます。

また、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組みます。

栃木県内4ヶ所の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



出典) とちぎ男女共同参画センター調べ (平成29年4月)

具体的な推進事業

■配偶者や恋人からの暴力対策の推進

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者の自立支援体制づくりなど、総合的・一体的なDV対策を推進します。

※具体的な推進事業は、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(平成25年度策定、平成30年度第3次基本計画を策定予定)に基づき実施します。

■女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

- ・性暴力、ストーカー被害等の女性に対する暴力被害の未然防止啓発に取り組みます。

■性についての理解促進

- ・「性教育サポート事業」の実施など、若者への性教育を実施します。
- ・市のホームページ等の各種媒体を活用し、LGBTに関する正しい情報提供や理解促進に取り組みます。

■性差に応じた健康支援

- ・男女がともに身体的特性について正しく理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康支援講座を実施します。
- ・女性の健康週間イベントをはじめとした女性の健康力アップ事業の実施や、がん検診、妊婦健康診査、不妊に悩む人への支援等を実施します。

計画を推進するために

1 市民・事業者・関係団体等との協働

行動計画の施策・事業を進めるにあたっては、市民・事業者・男女共同参画推進団体等と連携・協働により、積極的に進めます。

2 男女共同参画推進センター「アコール」を中心とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し、各種事業を行います。

① 学習・研修

講座や講演会、研修会を開催します。

② 相談支援

男女共同参画に関する相談・指導を行います。

③ 交流・市民活動支援

市民、事業者、民間団体等の支援や人材育成に取り組み、各主体の交流を促進します。

④ 情報収集・提供

男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、「アコール」という愛称が名付けられました。フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。



3 庁内外の総合的な推進体制

(1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」の設置

・行動計画の策定及び推進、その他男女共同参画に関する施策等について検討します。

(2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置

・行動計画の策定又は変更、進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し、意見を述べます。

(3) 行政、関係機関・団体等から成る「(仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会」の設置

・本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、地域における様々なネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。

《推進体制》

市民

協議会での意見等を踏まえ、事業の推進や計画への反映に繋げる。
市民からの意見の申出への対応について、必要があるとき、意見を聞く

意見 対応

市 (推進委員会)

市の取組への協力・理解

企業の実情等の情報提供

協議会

審議会

行動計画の策定、進捗状況などの意見を述べる。
市民からの意見の申出への対応について意見を述べる。

4 計画の進行管理を行い、毎年、公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、毎年、年次報告を作成し、行動計画の進捗状況を公表します。

5 男女共同参画の更なる推進に向けて、調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

計画の体系

●印は重点施策

★印は女性活躍推進法対応

基本目標

施策の方向

施 策

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会に 向けた行動を促す 意識の変革

1 男女共同参画を実践・

行動に繋げるための

教育・啓発の推進

男女共同参画の教育の推進

男女共同参画についての広報・啓発活動

2 男性を中心とした意識

変革による固定的性別役

割分担や慣行の見直し

男性自身の意識変革による家庭参画の促進●★

男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

基本目標Ⅱ

さまざまな分野に おける男女共同参画 の推進

3 雇用の場における

女性の活躍の推進

女性の活躍に向けた人材育成支援★

仕事と子育てや介護等との両立支援●★

働きやすい職場環境整備に向けた支援●★

4 地域・社会における

男女共同参画の推進

女性のチャレンジへの支援●★

地域における男女共同参画の推進

5 意思決定過程における

男女共同参画の推進

市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

●★

自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進★

基本目標Ⅲ

人権が守られ尊重 される社会に向けた 環境整備

6 男女間における

あらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人からの暴力対策の推進
(DV対策基本計画) ●

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

7 性に対する理解促進と

性差に応じた健康支援

性についての理解促進

性差に応じた健康支援

◆ 第2部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧

○ 行動計画の成果指標の達成状況（令和3年度） ※ 事業の詳細は参考資料1参照

評価基準について

- 目標値に対する進捗率が、100%以上 : A 達成している
- 目標値に対する進捗率が、70%以上100%未満 : B 概ね達成している
- 目標値に対する進捗率が、70%未満 : C 達成していない

| 基本目標 | 施策の方向 | 成果指標 | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|--------------|
| | | 指標 | 実績値 | | | | 目標値 |
| | | | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | |
| I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革 | 1 男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進 | ①男女の家事・育児・介護時間の割合（男：女） | 1：5 | 1：4 | 1：2 | 1：2 | A 1：4 |
| | 2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し | ②「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方方に肯定的な市民の割合 | 4.6% | 4.8% | 4.0% | 4.7% | A 5.0% |
| II さまざまな分野における男女共同参画の推進 | 3 雇用の場における女性の活躍の推進 | ③女性の就業率（25～44歳） | — | — | — | 61.4% | B 62.0% |
| | | ④民間企業の管理職に占める女性の割合（課長相当職） | — | — | — | 10.0% | C 16.0% |
| | | ⑤男性の育児休業取得率 | — | — | — | 24.9% | — 13.0% |
| | | ⑥女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数 | 61社 | 67社 | 88社 | 132社 | A 累計100社 |
| | 4 地域・社会における男女共同参画の推進 | ⑦社会活動に参加する割合（※） | 41.4% | 42.1% | 38.9% | 36.6% | C 63.0% |
| | 5 意思決定過程における男女共同参画の推進 | ⑧審議会等委員に占める女性の割合 | 24.1% | 24.9% | 26.0% | 26.5% | B 30.0% |
| | | ⑨本市職員の管理職に占める女性の割合 | 13.8% | 15.1% | 14.7% | 14.9% | B 15.0% |
| III 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備 | 6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 | ⑩この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合 | 4.7% | 5.5% | 3.0% | 2.2% | B 0%に近づける |
| | 7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援 | ⑪LGBTの言葉の認知度 | 64.5% | 50.4% | 52.9% | 66.5% | A 50.0% |

※ PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など

◎令和3年度の実績と評価

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

【施策1 男女共同参画の教育の推進】

- ・ 小学生を対象にした男女共同参画教育資料の配布や資料に基づく出前講座、中学生へのデータDV防止啓発ハンドブックの配布や中・高・大学生等へのデータDV防止出前講座の実施、女子中学生を対象とした理工系大学教員による実験・実習等の機会の提供など、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成や性別に偏りのないキャリア教育の支援に取り組んだ。

【施策2 男女共同参画についての広報・啓発活動】

- ・ 広報紙や男女共同参画情報誌、男女共同参画推進月間におけるパネル展、男女共同参画推進センターのFacebookなどを活用し、性別役割分担意識の解消や夫婦間の家事・育児の分担などをテーマに、男女共同参画を実践・行動につなげるための啓発を推進した。

＜評価＞

- ・ 男女共同参画に関する教育や広報・啓発活動により子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成が図られるとともに、新型コロナウィルス感染症の影響により、ライフスタイルが変化したことに伴い、男性の家事・育児等に費やす時間の割合が増加していると考えられる。

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

【施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進】

- ・ 幼い子を持つ父親など男性の家庭参画促進講座や家族で参加するセミナー、パパママ学級の実施などによる男性の家庭参画促進するとともに、農業分野においては、「家族経営協定締結促進事業」の着実な実施により、労働・生活環境等の改善を図った。

【施策4 男性シニア層を中心とした固定的役割分担意識の解消】

- ・ 男性シニア層を対象とした男女共同参画についての理解を深める講座を実施し、幅広い層への意識啓発に取り組んだ。

＜評価＞

- ・ 男性を対象とした講座の実施など男女共同参画に関する様々な啓発や取組により、徐々に固定的な性別役割分担意識の解消が図られている。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

【施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援】

- ・ 女性のためのキャリアデザイン講座や女性の自立や活躍など自身の生き方を考えるための講座を実施し、女性の人材育成支援に取り組んだ。

【施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援】

- ・ 待機児童を解消するための教育・保育施設等による保育サービスの提供や「ファミリーサポートセンター事業」など子育て支援サービス、放課後等における「宮っ子ステーション事業」の実施、また、介護保険事業の着実な実施や介護離職予防講座・家族介護教室等の実施により、勤労者の仕事と子育てや介護等の両立を支援した。

【施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援】

- ・ 性別にかかわらず個性や能力を発揮できる職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を表彰し、その優れた取組を市内事業者に波及するための周知や、企業向けワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布、中小企業の一般事業主行動計画の策定支援等に取り組み、企業における働きやすい職場環境づくりを促進した。また、勤労者や子育て世代を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーの実施や、大学生等を対象とした仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業へのインターンシップ事業を実施し、市民のワーク・ライフ・バランスの促進や若年層からの継続就労意識の醸成に取り組んだ。

＜評価＞

- ・ 女性活躍に向けた人材育成や、仕事と子育て等との両立支援、働きやすい職場環境整備の促進に取り組み、女性の就業率は上昇したものの目標には達しておらず、女性管理職の割合も下回っている。一方、男性の育児休業取得率については、勤労者や子育て世代を対象にした啓発事業の取組のほか、育児・介護休業法の改正により、取得率が上昇したものと考える。

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

【施策8 女性のチャレンジへの支援】

- ・ 女性の起業を支援する講座やチャレンジショップの実施、男女共同参画推進センターにおける女性向け就職情報の提供等の実施により、働く意欲のある女性の就業や起業を支援した。

【施策9 地域における男女共同参画の推進】

- ・ 地域で活動する男女共同参画推進団体と協働で実施する「市民企画講座」の実施や、女性の視点を活かした防災講座、生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等を実施し、地域における男女共同参画の推進に取り組んだ。また、スマートフォンを活用した「まちづくり活動応援事業」の実施により、市民の地域活動等への参加促進に取り組んだ。

＜評価＞

- ・ 女性のチャレンジ支援や地域における男女共同参画の推進に取り組んだが、新型コロナの影響により、社会活動に参加している人の割合は減少している。

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

【施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進】

- ・ 審議会や委員会等への女性登用を促進するため、府内各課への周知啓発や働きかけを行うとともに、政策や方針などの意思決定の場に女性が参画できるよう、女性リーダーを養成する講座に取り組んだ。
- ・ 本市職員については、女性職員のキャリアアップ研修や人事評価・人材育成能力向上研修を実施し、女性のキャリア支援に取り組んだ。

【施策11 自営の商工業や農業等従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進】

- ・ 男女共同参画広報誌等を活用し、様々な分野で活躍する女性の紹介や、女性が意思決定の場に参画する意義や重要性について広く周知を行った。

＜評価＞

- ・ 審議会等への女性登用を促進するため、府内各課への働きかけを行っているが、「該当分野に女性がいない」等に理由により、目標を達成していない。

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進】

- ・ 地域で活動する民生委員児童委員への啓発講座や、中・高・大学生等を対象としたデートDV出前講座の実施により、DVの未然防止や早期発見につなげるための周知啓発に取り組んだ。
- ・ 広報紙やチラシの配布、ステッカーの医療機関や公共施設等の女子トイレへの貼付など相談窓口の周知に取り組むとともに、相談員の専門性の向上、被害者の状況に応じたカウンセリングや法律相談を実施するなど、相談体制の充実に取り組んだ。
- ・ 一時保護など緊急時における関係機関との連携や、保護命令制度の利用により、被害者の安全確保に取り組むとともに、被害者が行政手続き等を行う際の同行支援や、被害者とその子どもの心身の健康回復に向け、民間支援団体と連携し、自立支援事業の実施に取り組んだ。
- ・ 「DV防止庁内連絡調整会議」や関係機関で構成する「虐待・DV対策連携会議」などを通して、庁内外との情報共有、意見交換など連携強化に取り組んだ。

【施策13 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止】

- ・ 企業に対するセクハラ等被害防止の周知や、中学生を対象としたSNSを通した性被害の未然防止講座、広報紙や啓発チラシによるAV出演強要やJKビジネス等による被害防止の呼びかけなど、性被害等の未然防止に向けた周知啓発、性暴力被害の専用相談窓口の周知等に取り組んだ。

＜評価＞

- ・ DVや性暴力等の未然防止のための意識啓発や、相談や一時保護の支援、自立支援事業の実施などに取り組み、DV被害を受けたことのある女性の割合は減少している。

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

【施策14 性についての理解促進】

- ・ 中学生を対象とした性教育サポート事業や、小中学生を対象とした性といのちの健康教育の実施に取り組むとともに、LGBTに関する理解促進として、小中学生や市民を対象とした啓発チラシ・カード等による周知、市民向けの理解促進講座を実施した。

【施策15 性差に応じた健康支援】

- ・ 女性の健康力アップ講演会や啓発パネル展の実施、がん検診や妊産婦検診の実施、不妊に悩む方への支援、産後ケア事業の実施などに取り組んだ。

＜評価＞

- ・ 多様な性に関する理解促進に向けた啓発の実施や社会的関心の高まりにより、市民のLGBTの言葉の認知度が高まっている。また、女性の身体的特性や妊娠・出産などライフステージに留意した健康支援に取り組んだ。